



令和5年度

三重県職員（行政実務経験者）採用選考 受験案内

選考日 11月26日（日）

受付期間 10月19日（木）～ 11月20日（月）正午

三重県

令和5年10月19日

三重県では、国、都道府県、政令指定都市での実務経験を通じて培った知識や能力等を県政に生かし、即戦力として活躍していただける人材を求めています！

- 42歳（令和6年4月1日時点）までの方を対象としています。
- 職級は、年齢及び職務経験年数等に応じて、「主任級」又は「主査級」で採用される場合もあります。
- 「国や都道府県等での知識や能力等を三重県政に生かしてみたい」と考える意欲ある方をお待ちしています。

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
一般行政分野	行政	若干名
工学分野	総合土木	若干名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において、事務又は技術的業務に従事します。

3 受験資格

- 1 昭和56年4月2日以降に生まれた人
- 2 国、都道府県又は政令指定都市における職務経験が試験実施日において5年以上ある人

○受験資格となる国、都道府県、政令指定都市における職務経験

(1) 国、都道府県又は政令指定都市における職務経験は、大学卒業程度以上の採用試験（試験区分に関するものに限る）に合格し、国家公務員又は地方公務員の正規職員として1年以上継続して就業した期間が該当します。

※正規職員とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指します。任期付職員や臨時的任用職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務でない職員は含みません。

(2) 職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、通算できる職務経験は、1年以上継続して就業した期間とします。

(3) 職務経験は月単位で算定します。月の途中での就職、離職などにより職務の従事期間が1ヶ月に満たない月は、職務経験に通算することはできません。

(4) 休暇・休業・休職等のため、連続して1ヶ月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

(5) 最終合格後、職務経験等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。受験資格を満たさないことや申込内容に虚偽があることなどが判明した場合は、職員として採用される資格を失うことがあります。

3 次のいずれにも該当しない人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ④ 受験申込時において三重県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である人
- ※ 日本の国籍を有しない人も受験できます。

4 試験の日時、会場及び合格者発表

日 時	会場	合格者の発表
令和5年11月26日(日) 午前9時から午後5時頃まで (受付開始は午前8時45分から)	三重県吉田山会館 2階 第206会議室 津市栄町1丁目891番地 (三重県庁前)	令和5年12月中旬 (予定) ※合否の結果は、書 面で本人あてに通知 します。

試験当日の連絡先 : 三重県人事委員会事務局職員課任用班 電話059-224-2932

5 試験の方法

試験種目	配点(点)	基準点	内 容
アピールシート試験	50	10	これまでの職務経験や三重県職員として生かせる知識・能力等について、記述式による筆記試験を行います。※1
人 物 試 験	100	※2	人物について、個別面接による試験を行います。
適 性 検 査	配点なし（適否のみ判定）		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

○合格者の決定方法について

合格者は、原則として全ての基準点を満たす受験者のうち、総合得点の高い人から順に決定します。
 (基準点については、概ねの基準であり、採用者数確保のため、変更する場合があります。)

※1 アピールシート試験について


以下の課題を出題します。試験当日に配布する用紙に記述してください。

(課題)

- ① これまでの職務経験で培った能力や実績を、具体的に説明してください。
- ② 三重県職員に採用された場合、①で記述した能力等をどのように仕事に生かし、活躍することができるかを記述してください。

※2 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。(評定結果に応じて配点されます。)

6 受験手続

区 分	内 容	
申込方法	下記のリンク先よりお申込みください。(令和5年11月20日(月)正午まで) URL : https://logoform.jp/f/v7cIJ 【必要書類等(各1部)】 下記の申込先に直接持参するか郵送(簡易書留)してください。 (1)面接カード(所定様式) (2)宣誓事項確認書(所定様式)	二次元コード 
申込先及び 所定様式 請求先	三重県総務部人事課 人事・コンプライアンス推進班(担当:小林拳人) 〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県庁3階) 電話 059-224-2103	
受付期間 及び時間	令和5年10月19日(木)から令和5年11月20日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時まで	

7 試験成績の提供

受験者のうち希望者には、試験成績を提供します。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証など）を持参のうえ、直接お越しください。

請求できる人	提供内容	提供期間	提供場所
受験者本人	受験者本人の試験種目ごとの得点、総合得点及び総合順位等	合否通知発送日から起算して1年間 (ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。) 午前8時30分から午後5時まで	三重県総務部人事課 三重県津市広明町13番地 (三重県庁3階)

※基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

8 採用

- (1) 採用者は試験合格者の中から任命権者が行う面接等により決定します。
- (2) 採用は原則として令和6年4月1日以降の予定です。
- (3) 日本の国籍を有しない人の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。（「公権力の行使又は公の意思の形成への参画」に該当する業務例等については、**下の表**を参考にしてください。）

公権力の行使に該当する業務例	公の意思の形成への参画に該当する職
<ul style="list-style-type: none">・公益法人の設立許可、立入検査・税の賦課、徴収、滞納処分・学校法人の設立認可、解散命令・食品営業施設の営業停止命令・児童福祉施設等への入所措置・一般廃棄物処理施設への立入検査・農地の転用許可・貸金業者への業務停止命令・火薬類の製造許可・建設業の許可・屋外広告物の改善等措置命令・補助金等の交付決定	部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職

9 採用時の職級、昇任

最終合格者の採用時の職級は、「主事・技師級」、「主任級」、「主査級」のいずれかを予定しており、年齢や職務経験年数等に応じて決定します。なお、本県における昇任は、原則以下のとおり行われます。

〔主事・技師級 → 主任級 → 主査級 → 課長補佐級 → 課長級 → 次長級 → 部長級〕

10 給与、勤務時間及び休暇

- (1) この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」等の規定による給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

① 初任給（令和5年4月1日現在）

初任給（給料及び地域手当）は、採用前の本人の学歴、職務経験年数及びその職務内容に応じて個別に算

定されます。初任給の例としては次のとおりです。(現行制度による)

採用時年齢及び職務経験年数	初任給(給料及び地域手当)
大学卒30歳 職務経験 8年	約273,000円
大学卒35歳 職務経験13年	約307,000円
大学卒40歳 職務経験18年	約342,000円

※上記は、職務経験年数の全てが受験資格となる職務経験に該当するものである場合の例です。

② 諸手当(令和5年4月1日現在)

次のような諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- ・扶養手当：扶養親族のある職員に支給。(子1人 月額10,000円 等)
- ・住居手当：借家等に住んでいる職員に支給。(最高 月額28,000円)
- ・通勤手当：公共交通機関の運賃相当額等を支給。(1か月あたり最高65,000円 等)
- ・期末・勤勉手当：1年間に給料等の約4.40月分を支給。

(2) 勤務時間は8時30分から17時15分までの7時間45分(月曜日～金曜日)です。ただし、職場や職種によっては、異なる場合があります。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日(採用年は、4月1日の採用の場合15日)あり、このほか特別休暇等があります。

◎ 受験上の注意事項

- (1) 本試験の実施にあたっては、受験票の発行はしていませんので留意願います。
- (2) 試験日には、B又はHBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム等筆記用具、時計(計時機能だけのものに限る)及び昼食を持参して、直接試験会場にお越しください。
- (3) 試験会場には駐車場がないので、必ず公共交通機関を利用してください。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。

◎ この試験に関する問い合わせ先

三重県総務部人事課

〒514-8570 津市広明町13番地(3階)

TEL 059-224-2103

受験申込(受験案内掲載) ページ：<https://logoform.jp/f/v7cIJ>

二次元コード



面 接 カ ー ド

<ul style="list-style-type: none"> ・ ボールペン又はサインペンを用いていねいに記入してください。 ・ <u>学歴欄に学校名は記入しないでください。</u> ・ 該当する□の中にはレ印をつけてください。 <p>※このカードは人物試験の際の質問の参考資料とするもので、この目的以外に使用することは一切ありません。</p>	試験の種類	試験区分	受験番号
	行政実務経験者 採用選考		
	ふりがな 氏 名	(歳)	
学 歴			
種類	<input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 専門学校等	学部 学科	
期間	年 月から 年 月まで	区分	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他
公務員を志望した動機			
三重県を志望した動機			
採用されたら取り組みたい具体的な業務			
職 務 経 験	これまでの業務の中で自分が力を入れて取り組んだこと		
	これまでの業務の中でうまくいかなかったこと		
三重県で生かせると思うこれまでの経験			
性格：あなたが自覚している性格について書いてください。			
趣味・特技など			
最近関心や興味をもった社会問題、時事ニュース			
資格・免許			

宣誓事項確認書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

令和 年 月 日

氏名（自筆）

※宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。